

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額 **実際の届出日(郵送日)を記入します。** とおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の締結の状況については、別紙のとおりです。

平成 **23** 年 **4** 月 **30** 日

複数の許可日がある場合、
現在有効な許可のうち、一番古い許
可年度・許可番号を記入します。

届出時の許可番号 国土交通大臣(般 - 18) 第 50000 号

商号又は名称 **株式会社 計画建設**

郵便番号 **730 - 0013**

法人:代表者印
個人:実印

主たる事務所の所在地 **広島市中区八丁堀6-30**

氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) **建設 太郎**



電話番号 **082-221-9231**

担当者の所属
氏名 担当者印
は不要

ファクシミリ番号 **082-511-6189**

担当者の所属・氏名 総務部 総務課 建設 二郎

中国地方整備局長 殿

基準日は3月31日及び9月30日です。
直近の(届出を行う)基準日を記入します。

1 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

直前基準日: 平成 **23** 年 **3** 月 **31** 日

177,296,000円

第一号様式の【2-3】の金額

2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

基準日後の供託は、【4】に記入

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
広島地方法務局	平成23年3月2日	第10001号	100,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月31日	第10002号	50,000,000円
			(計)イ 150,000,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

国債 : 100%
 地方債、政府保証債 : 90%
 その他 : 80%

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
広島地方法務局	平成23年3月2日	第20001号	利付国債(10年)	第19回	60-23	20枚	100,000円	2,000,000円	100%	2,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月3日	第20002号	利付地方債(5年)	第20回	60-24	20枚	100,000円	2,000,000円	90%	1,800,000円
広島地方法務局	平成23年3月4日	第20003号	社債	第21回	60-25	50枚	200,000円	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計)		(計)ロ
								14,000,000円		11,800,000円

* 割引債の場合は、券面額は次の算式により計算した額を記入します。

$$\frac{(\text{額面金額} - \text{発行金額})}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

(3)

				券面額計 × 割合	供託金額
広島地方法務局	平成23年3月30日	第22号	利付国債		5,250,000円
				(計)ハ	5,250,000円

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ = 167,050,000円

3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

10,246,000

【1】-【2(4)】

4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
広島地方法務局	平成23年4月26日	第10004号	5,500,000円
			(計)ニ
			5,500,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

国債 : 100%
 地方債、政府保証債 : 90%
 その他 : 80%

* 割引債の場合は、券面額は次の算式により計算した額を記入しま

$$\frac{(\text{額面金額} - \text{発行金額})}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

券面額	券面額計	割合	供託価額

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 平成 23 年 3 月 31 日

【2】には供託分のみ記入
保険分は、【3】に記入します。

基準日は3月31日及び9月30日です。
直近の(届出を行う)基準日を記入します。

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

イ 800

ロ、二、へ及び保険分を除いた建設新築住宅の戸数

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅(令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

ロ 60

単独請負した床面積55㎡以下の建設新築住宅の戸数

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

ハ 30.00

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。)の戸数

ニ 137

共同請負した建設新築住宅の戸数のうち55㎡超の戸数

② 令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
3/5	77	46.20
50%	60	30.00
合計戸数	137	76.20

【分数】又は【%】で記入します。

戸数×負担割合
※小数点2位未満の端数切り上げ

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であつて、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ヘ 200

共同請負した建設新築住宅の戸数のうち55㎡以下の戸数

② 令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第3項の算定特例適用後の戸数
75%	80	30.00
1/2	120	30.00
戸数×負担割合×0.5 ※小数点2位未満の端数切り上げ	200	60.00

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる

イ+ハ+ホ+ト= チ 966.20

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ 966.20

今回届出分の上記【チ】を含め、過去10年分の【チ】の合計を記入します。

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

177,296,000円

基準額=リ × 乗ずる金額 + 加える額
* 詳細は、次のURLをご参照ください。

http://www1.cgr.mlit.go.jp/chisei/chiki/kensei/kensetu/kensetu09_2_santei.htm

2-4 金銭の

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
広島地方法務局	平成23年3月2日	第10001号	100,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月31日	第10002号	50,000,000円
広島地方法務局	平成23年4月26日	第10004号	5,500,000円
			(計)ヌ 155,500,000円

第二号様式【2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金】及び【4新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金】の両方を記入します。以下【2-5】及び【2-6】についても同様

国債 : 100%
地方債、政府保証債 : 90%
その他 : 80%

2-5 有価証券（旅券国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
広島地方法務局	平成23年3月2日	第20001号	利付国債(10年)	第19回	60-23	20枚	100,000円	2,000,000円	100%	2,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月3日	第20002号	利付地方債(5年)	第20回	60-24	20枚	100,000円	2,000,000円	90%	1,800,000円
広島地方法務局	平成23年3月4日	第20003号	社債	第21回	60-25	50枚	200,000円	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

* 割引債の場合は、券面額は次の算式により計算した額を記入します。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

券面額計 × 割合

2-6 発行の日から償還の日までの年数

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託金額
広島地方法務局	平成23年2月25日	第29号	利付国債	5,250,000円
広島地方法務局	平成23年4月26日	第30号	利付国債	5,000,000円
				(計)ヲ 10,250,000円

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ= 177,550,000円

- 3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに変わるべき書面

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
(株)住宅あんしん保証	200
住宅保証機構(株)	165
合計戸数	365

- 4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

【イ】+【ロ】+【ニ】+【ヘ】+【3の合計数】の合計を記入します。	1,562
-----------------------------------	-------

- 注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したもの記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。